

在留審査処理期間(日数)

令和7年8月許可分

		在留資格認定証明書 交付	在留期間更新		在留資格変更	
		処分(交付)まで の日数	処分(告知)まで の日数	審査終了 までの日数	処分(告知)まで の日数	審査終了 までの日数
教授		24.4	25.9	16.0	29.0	17.1
芸術		37.9	27.7	15.3	38.8	30.8
宗教		29.6	37.2	24.5	46.3	35.0
報道		14.4	37.6	14.3		
高度専門職	1号イ	40.0	43.3	36.5	42.9	31.8
	1号ロ	39.6	48.4	36.4	52.2	43.0
	1号ハ	106.0	43.0	36.7	73.4	64.0
	2号				111.9	100.7
経営・管理		79.5	38.3	27.7	56.4	48.5
法律・会計業務			33.0	32.0	65.0	65.0
医療		46.5	42.5	26.0	39.7	23.5
研究		67.8	37.3	23.1	40.9	33.5
教育		18.5	36.2	18.1	39.9	21.5
技術・人文知識・国際業務		52.6	42.1	31.5	54.7	45.5
企業内転勤		31.3	41.9	30.2	7.5	6.0
介護		56.3	37.9	23.8	42.8	27.2
興行		15.2	32.7	16.3	19.9	12.8
技能		73.7	30.4	20.9	51.0	43.8
特定技能1号		63.1	39.7	25.9	58.8	39.7
特定技能2号		35.0	37.0	26.3	47.2	33.9
技能実習	1号イ	20.4				
	1号ロ	18.0	27.8	15.1	19.8	15.5
	2号イ		29.7	14.3	50.5	13.0
	2号ロ	28.9	41.2	28.1	46.2	29.6
	3号イ	27.0	34.8	28.8	52.8	21.5
	3号ロ	22.7	39.3	25.1	43.7	28.1
文化活動		31.7	34.3	20.3	29.2	15.6
短期滞在			8.5	5.6	9.2	8.3
留学		62.4	41.6	27.4	51.6	38.9
研修		24.6	51.0	17.3		
家族滞在		110.0	38.8	28.1	36.7	29.7
特定活動		30.5	35.9	23.9	43.8	32.5
日本人の配偶者等		69.9	46.4	32.7	50.3	40.1
永住者の配偶者等		72.8	42.8	28.9	51.7	40.4
定住者		64.4	39.5	26.3	48.9	38.6
永住者					325.5	311.3

注)
 ・ 本件は申請の受理から許可に至るまでの期間(許可を告知するまで)であり、追加資料の提出を求めた場合は、当該資料が提出されるまでの日数が含まれています。また、不許可処分・申請取下げ等は含まれません。
 ・ 在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請の場合、処分日は許可の告知時(入管局にお越しいただく日)となるため、「処分(告知)までの日数」には、審査終了から実際に入管局で許可を受けた日までの期間が含まれます。
 ・ 「在留資格変更等」には、永住許可申請(一般永住のみ・取得申請を除く)も含まれます。
 ・ 特定活動は行おうとする活動によって、審査期間が異なります。
 ・ 「技能実習3号」への在留資格変更について、申請後1か月以上一時帰国した後に許可を受ける事例が含まれています。
 ・ 例年、日本語学校のコース開講(4月、10月)に向けて、申請が増加するため、在留資格「留学」について、審査期間が長期化する傾向にあります。
 ・ 例年、4月の就職時期に向けて、申請が増加するため、就労資格について、審査期間が長期化する傾向にあります。